

1. 愛媛県の大学共通テストの入試会場を東予、南予地区にも設置することについての進展状況は？

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するた  
めの未定稿版で、一般への公開用ではありません。  
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発  
言、理事会で協議することとされた発言等は、原  
発言のまま掲載しています。  
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますの  
で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と  
受け取られることのないようお願いいたします。

○井出主査 これにて吉田統彦君の質疑は終了い  
たしました。

次に、白石洋一君。  
○白石分科員 立憲民主党の白石洋一です。

盛山大臣、よろしく願います。  
まず、一問目。昨年五月に要望させていただ  
いた、大学共通テスト試験会場、愛媛県は県庁所在  
地松山にあるだけと。これは愛媛県みたいに広い  
居住面積のところは複数あるのが当然で、他県は  
そうなっています。それについて促してください  
という答弁でした。

今の進展状況はいかがでしょう。

○盛山国務大臣 大学入学共通テストの試験会場  
につきましましては、地域ごとに設置された各大学の  
実施責任者による連絡会議において協議を行い、  
教育委員会や校長会等の意向を踏まえつつ定めて  
いるところです。

お尋ねの愛媛県の課題につきましては、大学入  
試センターを通じまして連絡会議の世話大学であ  
ります愛媛大学に確認しましたところ、今年度の

2. 大学入試（特に医学部）における女性や社会人に対する面接差別の防止対策は？（面接差別が  
なくなっていないとの訴えから）

入試日程が一段落するこの年度末以降、協議を進  
めていく旨の報告を受けております。

今回の御指摘についても、改めまして担当部署  
から関係者にお伝えをいたします。地元の声を踏  
まえて充実した議論が行われるよう促してまいり  
たいと考えています。

○白石分科員 是非促してください。これは、地  
域の問題でもあるし、やはり、そこに例えば移住  
してもらったときに、子供がいる、いずれ受験期を  
迎える、そういったときの考える考慮要因、  
大事な要因なんですね。政府としても、是非、注  
視し、促しをお願いします。

そして、次ですけれども、大学の面接入試、特  
に医学部において、社会人、そしてアンド、オア  
になりますけれども女性に対する差別がまだ行わ  
れているんじゃないか、そういう疑念を私は持つ  
ています、そういう話ももっています。

この面接差別が問題になって、文科省としても  
対応を打たれていますけれども、そのフォローと  
して、面接差別防止対策、どのようになっています  
でしょうか。

○盛山国務大臣 白石委員おっしゃるとおり、過  
去においてそのような事実がございました、そし  
て、それを踏まえまして、これまで文部科学省に  
おきましては、医学部における不適切な入試の事  
案を受けて設置された有識者会議が取りまとめた  
最終報告を踏まえまして、令和二年度の入試以降、

大学入試の共通ルールである大学入学者選抜実施  
要領において公正確保に関するルールを追加し、  
大学に対して毎年度通知するとともに、文部科学

省が主催する大学の入試担当者を対象とした会議  
において有識者会議の最終報告の趣旨を説明する  
など、大学入学者選抜の公正確保について周知徹  
底を図ってまいりました。

御指摘の面接時における公正確保については、  
有識者会議の最終報告においても、実施方法や評  
価方法のマニュアル等を整備すること、評価、判  
定に用いるべきでない情報については面接等の資  
料に記載しないことや、面接等の際に受験者に尋  
ねないことなどが指摘されるところであり、文部  
科学省としても、こうしたことを徹底していただ  
くことが大学入学者選抜の公正性を確保する上で  
重要であると認識しております。

我々が、今のところ、入試におきまして、ある  
いは面接におきまして差別的な取扱いがなされて  
いるとの具体的な事実は把握しておりませんけれ  
ども、我々は、引き続き、大学入学者選抜実施要  
領等の趣旨の周知徹底を図るとともに、不適切な  
入試の事案を把握した場合には適切に調査を行う  
など、今後ともしっかりと取り組んでまいります。

○白石分科員 大臣がおっしゃった選抜実施要項、  
これを私も見させてもらいましたけれども、かな  
り抽象的で漠然としてるところがあります。危  
ない、危険度が高いところというのは、面接入試  
なんです。入試全般のものもあります、その中  
で特に面接入試です。

お願いしたいのは、面接入試において、試験官  
というのは複数人いるべきだということ、その中  
にできれば女性が入るということですね。これが  
一つ。

### 3. 不登校対策に本腰を！(文科省は不登校の問題を軽く見てはいけないぞ!)

令和6年2月28日

衆議院予算委員会第四分科会議事速報(未定稿)

#### (1) 出席扱いについて(市教委または県教委認定フリースクールに通うなら、出席扱いにするというようにしてほしい)

もう一つは、NG質問というのを例示するということですね。私のところに訴えがあった人は、医学部というのは六年間だけれども、その間、結婚するのか、大丈夫かというふうに聞かれたということがあります。もちろん、これは大変な失礼な質問で、もしかしたら雑談の中で言ったのかもしれないけれども、でも、それはまた情報として試験官の方に入るわけですね。

そういったことも含めて、雑談も含めて、こんなことを聞いてはいけないんだというNG質問と、このをできるだけ網羅的に列挙し、それをこの要項、特に面接入試において、特記事項というところで掲げていただきたいんですけども、大臣、いかがでしょうか。

○盛山国務大臣 白石委員からの御指摘を踏まえさせていただきますので、検討させていただきますと思います。

○白石分科員 よろしくお願います。またフォローしますので、お願いします。またフォローします。

次は、不登校児対策、特にフリースクールについてです。

小学校、中学校で、原因が分からないだけでも学校に行きたくなくなって、ずっと家にいるという子供たちが三十万人いるということです。そんな中で、何とか外へ出て、学びをしないか、それをサポートするのがフリースクール。そのフリースクールにせっかくなか来てもらっているんですから、出席扱いにしてあげて、行く行く中学を卒業したという形になったら高校にも行ってほしい、これが願いだと思うんです。

ところが、今、大臣、出席扱いにするかどうかというのは、生徒個人について連携している学校長が見て判断するということになっているんです。非常に個別的で煩瑣になっているという事です。

でも、これだけフリースクールが普及して、社会的な重要性があるわけですから。関係者によると、フリースクールに来た子供たちの八割は学校に復帰しているというふうにも聞いております。

ですから、フリースクールで、ちゃんとしているところについては、学校法人、私立の学校と認めるまではいかないにせよ、認定ということで、そこに行つてちゃんとやつていければ出席扱いに原則しますよというものをつくるべきだ、つくる時期に考えていると思うんですけども、大臣、いかがでしょうか。

○盛山国務大臣 児童生徒の学校への出席等の判断を含む学校運営上の業務については、法令上、白石委員御案内のとおり、学校長の責任において行うこととされており、不登校児童生徒の学校外での学習に係る出席等の取扱いについても、在籍校の学校長がその学校の教育課程に照らして適切かどうかを判断することになります。

そして、不登校児童生徒の出席扱いの判断に当たっては文部科学省から一定の要件を示しており、特定の民間施設等に通っていることのみをもって学校における出席扱いとするのではなく、個々の児童生徒の学習の状況や、学校、地域の実態等を丁寧に把握した上で判断すべきものであると考えております。

文部科学省としては、引き続き、出席扱いに関する制度の周知等を行いつつ、不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保に向けた取組を推進してまいります。

そして、委員が御提案されたというんですかね、フリースクールの扱い、こういったものについては、フリースクールを経営されている方の御意向も踏まえながら、どういうふうな対応ができるのかを検討していくことになるのではないかと考えます。

○白石分科員 フリースクールを始めようと思つた創業者はいろいろな思いがあると思います、これは私立の学校とも同じものがあると思うんですけども。

認定とまではいかないにしても、例えば育児休業について積極的な企業について何か認定をしただったり市が、この企業はこういう企業ですということをお墨つきのものを与えたりする。せめてそういうことを是非検討していただいて、やはりフリースクールも大事な子供の育ちを後押しする機関だということをお政府としても認めていくという時期に来ていると思います。

文科省としてフリースクールというものを認めているのは、令和元年十月二十五日の不登校児童生徒への支援の在り方についての通知、これのみなんです。ここで、民間施設との連携の在り方、ここに存在があるのみですけれども、もっとその地位を高めて、認定までいかないにしても、何らかの形で認めていく。ここで在籍した子供たちは

(2) フリースクール通学支援（憲法89条のハードルあるも、保護者支援という形で支援できる）

何割が例えば進学しているとか、そういったKPIを立てて、それでこういうフリースクールですというものを認めていくべきだと思っただけですけども、大臣、積極的な答弁、お願いします。

○盛山国務大臣 フリースクールというのも千差万別でございますので、やはりその内容次第ではないかと思えます。

今後、フリースクールを経営される方の御要望、そういったものを踏まえつつ、どこまでどういふふうにやっていたか、そういうことを検討した上で、どういう扱い、どういう位置づけをするのか、こういったことを検討していくということになるのではないかと考えております。

いずれにせよ、白石委員からの御要望はしっかりと受け止め、担当部局が今後検討していくことになろうかと思えます。

○白石分科員 お願いします。先ほど大臣おっしゃったように、いろいろなフリースクールがありますから、保護者としても迷うわけですね。そんな中で一つの考える鍵となりますし、是非お願いします。

次は、フリースクールに通うことに対しての補助です。

補助について、ここは憲法八十九条の私学助成についての規定がありますから、なかなかフリースクールそのものに国あるいは県、市が補助するのは難しい、これは理解します。  
 であるならばということ、不登校児を抱える家庭に対しての支援、これが始まっています。二月、今月になって、東京都は月額二万円の補助を

する、年間二十四万円。そして、もう一つは、東近江市では月額四万円の補助をするということが発表されました。このように、憲法八十九条の規定をクリアしながら、ちゃんとフリースクールに通う子供たちを支援するということは、これは全国的に行われるべきだと思うんです。

その支援制度について、大臣、拡充についてお願いしたい。御所見はいかがでしょうか。

○盛山国務大臣 不登校児童生徒への支援に当たっては、まずは公の機関であります教育委員会が主体となつて学校内外の学習の場を整備することが重要と考えておりますが、子供の状況によっては、フリースクールなどの民間団体と連携しながら相談支援体制の強化等を図っていくことが必要であると思えます。

その上で、フリースクール等に子供を通わせる世帯への経済的負担については、現在、困窮家庭の不登校児童生徒に対する経済的支援の在り方に関する調査研究を実施しております。

文部科学省としては、この調査研究等を通じて、経済的支援が不登校児童生徒の社会的自立に与える影響等の検証を進めてまいりますし、また、今委員からお話のありました東京都その他についての動きというのも我々承知しておりますので、そのような自治体の動きも含めて、検討を進めていきたいと思えます。

○白石分科員 大臣がおっしゃった、困窮世帯でフリースクールに通う家庭に対する調査研究費、この予算というのは年間幾らなんでしょうか。  
 ○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

令和六年度予算案として八百万円が計上されているところがございます。

○白石分科員 大臣、八百万円なんです。本当に僅かなんですよ。

でも、例えば東京都で月額二万円、年間二十四万円、掛ける三十万人だったら、七百二十億円ですね。ですから、七百二十億円とまでいかなかったも、数百億円の予算が必要な分野だと思うんですけども、今答弁があったように、八百幾ら、八百万円余りですよ。この規模で、これだけ社会的に問題になっていることに対して対応できないと思うんですよ。

今、予算審議の一環ですけれども、もう出されていますけれども、もっともっと充実していく必要があるんじゃないでしょうか、大臣、お願いします。

○盛山国務大臣 今局長が御答弁申し上げたのは、調査をするための調査費でございます。我々としては、その調査を踏まえた上で今後の検討を進めたいと思えます。

○白石分科員 調査を踏まえて、本格的に支援を始めるのがいつなのか、どれぐらいの規模なのか、大臣、見通し、お願いします。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。  
 本事業は、始まって数年になるわけでございますが、現状、事例のサンプル数が非常に少なく、経済的支援による社会的自立を示す客観的なデータが不足しております。よって、もう少し教育委員会のフリースクール等への理解が深まった上で、引き続き、補助事業も含めた、こうした関係機関

**(3) 文科省の不登校対策の人員(5人だけでは少ない)**

との連携のための取組を支援していきいたいと考えております。

○白石分科員 把握をまだし切れていないということですが、ちょっと順番を変えて次の質問なんですけれども、文科省での不登校児対策の職員、対応している職員というのは何人ですか。

○矢野政府参考人 現在、省内における不登校対策においての中心的な役割、これは児童生徒課という課が担当しておりますが、児童生徒課において不登校対策を主たる職務とする職員は五人となっております。

○白石分科員 大臣、五人ですよ。三十万人の不登校児がいて、つまり、イメージ、一つのクラスに一人、二人は大体どの学校にもいる、不登校児を引きこもりの子がいるというときに、文科省でその対策を打っている職員というのが五人。少な過ぎると思いませんか。三十万人ということであれば、一人当たり一人の職員で、やはり三十人は要る、一つの課を構成するぐらい必要だ。

調査しているのは時間がかかります、当然ですよ、五人でやっているぐらいであれば。この充実というのを、大臣、どのように考えていらっしゃいますか。

○盛山国務大臣 五人が少ないというふうに今御指摘を頂戴しましたが、私どもは必ずしもそうは思いません。いろいろな分野で、限られた役所の組織で、限られた人数でいろいろな懸案に対応しているわけございまして、また、今、児童生徒課の主たる担当者は五人ということになりましたけれども、特定の課であります児童生徒課だけで

対応しているものではなく、私も含め、局長も含め、広く教育に係る者が連携をしながら検討を進めているわけございまして。部局を超えた検討チームを組織するなどの工夫を行っているところであり、引き続き不登校児童生徒への必要な支援をしっかりと推進していくつもりです。

○白石分科員 大臣、部局を超えた職員ということですが、これも、じゃ、プロジェクトチームとこのことは考えていらっしゃいますか。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。先ほど大臣から御答弁申し上げたとおり、部局を超えた検討チームを組織する、初等中等教育局を中心に、不登校について原因と考えられるような、そういった関係部局を全て束ねまして、初等中等教育局長の下にプロジェクトチームを現在編成しているところでございます。

一つは、学校教育。学校が面白くない、宿題ができない、そういったような原因が一つ。もう一つは、いじめ等。そのほか、社会的な要因でございますね、家庭の貧困とか、そういった要因。あるいは、心理的、精神的、医学的要因。こういったものが考えられますので、そういった観点から、担当部局を合わせまして、今、プロジェクトチームを編成しているところでございます。

○白石分科員 そのプロジェクトチームの充実と、やはり大臣、文科省の職員が二千人ぐらいいらっしゃる中で五人というのはやはり少な過ぎると思えます。これを上げるのは至難の業とも聞きますけれども、せいぜい十人、二十人体制にして、やはり配慮がより必要な子供たちですから、先ほど

**(4) 放課後等デイサービスと併設するフリースクールの出席扱いにできるよう後押しをするべき**

原因も言いましたけれども、原因が分からなくて引きこもりの子供はたくさんいるというふうに聞きます。ですから、寄り添っていく必要があつて、それは文科省だけじゃなくて、日本全体、教育に関わる者で寄り添っていく必要があると思います。これは、三十万人の子供たちが将来社会的自立ができるかどうかというのは非常に重要です。ですので、その重要性に鑑みて、人員要求というのもお願したいと思えます。

そして、次ですけれども、放課後等デイサービスもフリースクールをやっていくという動きがあります。つまり、引きこもりになってくる子供たち、不登校になってくる子供たち、若干の障害をお持ちの子も多くて、そういった子が放課後等デイに行つて、そこがフリースクール、学びも支援するということが起きています。

逆に言うと、フリースクールというのは本当に赤字運営でしかなくて、そんな中で、ある程度経営的に採算が取れるのが放課後等デイサービスなので、放課後等デイサービスである程度の経営的な安定を持ちながらフリースクールもやるというのが今実態だと思えます。

そこで、お願いなんですけれども、放課後等デイサービスがフリースクールを始めている場合に、出席扱いにする条件とか手続、流れ、段取り的なところは余り周知されていないやに聞きます。もともと、文科省、地元でいえば教育委員会がそういったところに入つていって、フリースクールのことをやっているのであれば出席扱いする、その場合はこういうふうにしてください。もう

少し入り込んで、放課後等デイサービスは元々は厚労省から来た、福祉から来ている、でも、その中に教育委員会ももつと入り込んで、連携を強めて、出席できる子をもつと増やしてほしいんですけれども、大臣、いかがですか。

○盛山国務大臣 発達障害等の児童生徒をサポートする放課後等デイサービスがフリースクール等を運営するなど、学校の授業時間帯に不登校児童生徒を受け入れたりする場合においても、在籍校の学校長がその学校の教育課程に照らして適切かどうかを判断した上で、指導要領上の出席扱いとすることが可能となっております。

自治体によっては、放課後等デイサービスを所管する福祉部局と学校を所管する教育委員会が連携して、不登校となった発達障害等の児童生徒に対して柔軟な対応を行っている場合もあると承知しております。

文部科学省としては、こども家庭庁とも連携をして、出席扱いに関する制度の周知や制度を活用した好事例の横展開を図りつつ、不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保に向けた取組、周知、こういったことを推進してまいります。

○白石分科員 少し前向きな答弁だと思っておりますけれども、先ほど申し上げた、令和元年十月二十五日の不登校児童生徒への支援の在り方についての通知、これは文科省が発出したもの、でも、これが福祉部局には余り伝わっていない。ですから、そこに、文科省としても、福祉部局で特に放課後等デイサービスをやっているところとちゃんと届くように、そして、問合せがあったらちゃんと受

### (5) 不登校児の居場所としての公民館使用(eスポーツの活用も認めていくべきではないか?)

け止めができるように、具体的な通知、通達を出していただきたいんですけれども、大臣、いかがですか。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど大臣から御答弁申しましたとおり、実際に例えば北九州市等でしっかりと周知された事例もございまして、こういう好事例をしっかりと横展開してまいりたいと思います。

○白石分科員 現場で好事例があったら、それを全国展開、横展開というか、全国でそれをやっていく。これは全国的な問題で、どこに不登校児が多い少ないじゃない、どこも多いわけですから、是非入り込んで、周知をお願いします。

そして、次に、引きこもりの子を抱えている親としては、その子が外に出てくれるだけでも万々歳なわけですね。では、どうやったら外に出てくれるかというのが、一つのきっかけとなるのがeスポーツだったりするわけです。これは、分かりやすく言えばテレビゲーム的なものと私は捉えています。それを、みんなで作ろうということで、引きこもりの子が外へ出て、なるべく会場費を安くやるというのが公民館なわけです。

ところが、eスポーツで不登校児、引きこもりの子たちの集まりをやるうとすると、なかなかそれを、公民館の館長、その背後に控える教育委員会が、うんと言ってくれない、こういう現実があるわけです。

でも、やはり引きこもり、不登校児が多い、これを何とかしないといけないという観点から、もつとこういう子供たち、集まりに対しても公民館

使用を認めていくべきだと思っておりますけれども、大臣、いかがですか。

○盛山国務大臣 昨年の三月に策定いたしましたCOCCOLOプランにおいても、学びたいときに学べる環境を整備することを柱の一つとして掲げており、その中には、公民館等の社会教育施設の活用なども盛り込んでおります。

公民館では、例えば、不登校児童生徒の居場所として学習や運動等の活動が行われていたり、保護者の個別相談や交流の場として活用されているほか、教育支援センターにおいても今御指摘されたeスポーツを通じたコミュニケーション力の向上を図る取組など、各自自治体の創意工夫により様々な活動や学習が行われているものと承知をしております。

文部科学省としては、各自自治体における好事例を横展開するとともに、教育支援センターにおいてオンラインの活動が可能となるようICT環境を整備するための補助を実施しております。これらを通じて、各自自治体における不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保に向けた取組を支援し、また周知を図っていきたく考えています。

○白石分科員 先ほど大臣がおっしゃったCOCCOLOプラン、これは不登校対策ということで、こういう冊子になっていることを言及されて、その中で、不登校の児童生徒の学びの場として公民館を活用します、このことをおっしゃっていますけれども、これがまだまだ浸透していない。やはり、公民館、公民館長がいて、そして、その使用については一応協議会というのがある、その地

域の長老的な人がいて、そういう人はやはり不登校対策ということをしっかり理解してくれないと使わせてくれないですね。許可してくれない。

例えば、学校から近くて、その学校で授業が行われているときにeスポーツをするのはいかがなものか的なことを言われたりする。でも、引きこもりの子が外へ出てくるだけで万々歳なんだというのが今の不登校の子供たちで、それを抱える家族の思いなんです。それを安くやるというのが公民館なんです。

ここをもっと強く、この一文、一行だけじゃなくて、公民館を所管するところに分かるように、もつと乗り込んでお伝えいただきたいんですけれども、大臣、いかがですか。最後の質問になります。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

社会教育施設をもつと活用するというのは大変重要なことだというふうに考えております。

例えば、習志野市の教育センター、フレンドあいあいとか、あるいは大東市の事例というような好事例も出てきております。御指摘にあったとおり、社会教育施設の認識、結構区々なところがございます。我々としては、繰り返しになります。こういう好事例を是非全国で紹介していきたいというふうに考えております。

以上です。

○白石分科員 お願いいたします。ありがとうございます。

発 言 表

(予算委員会第四分科会)

白石しらいし 洋一よういち 君 (立憲)

○

盛山もりやま 文部科学大臣

正仁まさひと

( 政 府 参 考 人 )

文部科学省

矢野やの 初等中等教育局長

文部科学省

池田いけだ 高等教育局長